

## 法人後見サポーター養成講座カリキュラム

平成 24 年 12 月 13 日 〈第 1 回目〉

テーマ：法人後見サポーターとして求められる人物像

講師：沖縄県社会福祉士会 会長 竹藤 登先生

平成 24 年 12 月 20 日 〈第 2 回目〉

テーマ：成年後見制度の概要と成年後見活動の実際

講師：沖縄県社会福祉士会 会長 竹藤 登先生

平成 25 年 1 月 10 日 〈第 3 回目前半〉

テーマ：成年後見制度・民法

講師：沖縄弁護士会 弁護士 當眞 正姫先生

平成 24 年 1 月 10 日 〈第 3 回目後半〉

テーマ：成年後見制度と財産管理の実際

講師：成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部副支部長 福原 淳先生

平成 25 年 1 月 24 日 〈第 4 回目〉

テーマ：障害者の理解

講師：沖縄県精神保健福祉士協会 笹木 徳人先生

平成 25 年 1 月 24 日 〈第 5 回目前半〉

テーマ：沖縄市における高齢者制度・介護保険制度・高齢者虐待について

講師：沖縄市役所 高齢福祉課 島袋 ゆりか氏・宮里 初美氏

平成 25 年 1 月 24 日 〈第 5 回目後半〉

テーマ：認知症高齢者の理解

講師：沖縄中央病院医師 木村 公一先生

平成 25 年 1 月 31 日 〈第 6 回目前半〉

テーマ：財産管理・法人後見サポーターとして遵守すべき事項について

講師：税理士 比嘉 孝明先生

平成 25 年 1 月 31 日 〈第 6 回目後半〉

テーマ：苦情解決システムと被後見人等の思いの理解について

講師：沖縄県社会福祉士会会長 竹藤 登先生

平成 25 年 2 月 7 日 〈第 7 回目〉

テーマ：対人援助の基礎

講師：沖縄大学 教授 西尾 敦史先生

平成 24 年 2 月 14 日 〈第 8 回目〉

テーマ：事例を通して成年後見人の役割を考える(グループワーク)

講師：沖縄県社会福祉士会会長 竹藤 登先生

平成 25 年 2 月 20 日 〈第 9 回前半〉

テーマ：成年後見受任者の鼎談を通し、後見活動の実際と課題を学ぶ

講師：沖縄県社会福祉士会会長 竹藤 登先生

沖縄大学教授 西尾敦史先生

成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部副支部長 福原 淳先生

#### 講座修了後について

受講修了証の発行



実務研修(カリキュラムは作成中)



書類選考・面接



“法人後見サポーター”として登録・活動(予定)

#### 法人サポーターの資格・要件について

- ・原則として法人後見サポーター養成講座全課程の終了者
- ・沖縄市在勤/在住の方
- ・25 歳以上、70 歳未満の方

#### 欠席・講座フォローについて

- ・本講座は全講座受講が原則ですが、やむを得ず欠席する場合は事務局まで事前連絡をお願い致します。
- ・受講態度や出席率を考慮し、修了証の発行ができない場合もあります。あらかじめご了承ください。
- ・毎回の講義は記録用としてビデオカメラで撮影致します。
- ・欠席した回の講義は DVD の貸出を予定しております。



# 法人後見サポーター養成講座

～「社会貢献への意欲と熱意のある方」「成年後見制度に関心のある方」一緒に学んでみませんか？～



## 受講生募集

### 法人後見サポーター養成講座の目的

認知症や障がいを持っていても住み慣れた地域で安心した生活を送ることを支え、その権利を擁護する仕組みのひとつとして『成年後見制度』があります。

沖縄市社会福祉協議会では、誰もが安心して地域で暮らすことを目指す地域福祉活動として、平成21年度より法人組織として成年後見人等を受任する「法人後見受任事業」を行っています。

本講座は、成年後見制度の利用を必要とする方への支援を行っている社協と共に、地域で活動できる市民を“法人後見サポーター”として養成していくことを目的としています。

### 講座内容

法人後見サポーターとして活動するにあたり必要な知識を学びます。

- 成年後見制度の概要
- 成年後見制度対象者の病気や障がい、生活課題などの理解
- 高齢者・障がい者関連の制度
- 成年後見制度に関連する法律の知識(民法や財産管理など)

### 対象

沖縄市民または沖縄市で働いている方で、以下の要件を満たす方

- 25歳以上～70歳未満の方
- 講座終了後、“法人後見サポーター”として活動を希望する方
- 原則として講座の全ての課程を受講できる見込みのある方

### 開講期間

平成24年12月13日(木)～平成25年2月21日(木)

### 講義期間

毎週木曜日 午後1時30分～午後4時30分 (全9回予定)

### 費用

1,000円(テキスト、資料代、保険料、他)

### 定員

35名(※定員に達し次第、締め切ります。)

### 受講場所

沖縄市福祉文化プラザ(沖縄市高原7-35-1)

### 申込方法

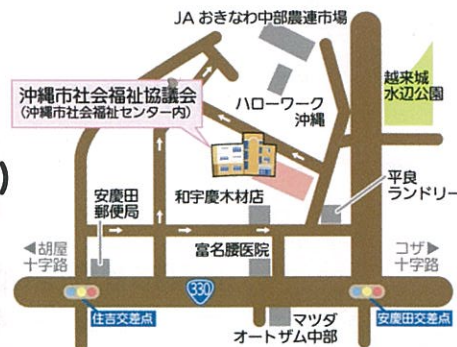
直接、沖縄市社会福祉協議会窓口にて申し込み  
(※申込用紙の記入と受講料の納付が必要です)

### 申込締切

平成24年12月7日(金)

### お問合せ

沖縄市社会福祉協議会  
市民後見推進事業担当：知花・富満  
沖縄市住吉1-14-29(沖縄市社会福祉センター内)  
TEL：937-3385 FAX：937-3422  
(※申込受付と講座会場が異なりますので、ご注意ください)





# 特別講演会のご案内

沖縄市社会福祉協議会では、平成24年12月より『法人後見サポーター養成講座』を開講いたします。

本講座開講に先立ち、講座の趣旨・概要を広く市民の皆さまにご理解頂くため、特別講演会を開催致します。誰もが安心して地域で暮らせるための「権利擁護支援」や「成年後見制度」とは何かを知り、先進地での取り組みを通じて、これからの地域福祉活動や、市民参加のあり方を考えます。

多くの市民の皆さまのご参加をお待ちしております。お気軽にご来場ください。

## 特別講演会

### 「みんなで支える地域社会～私たちにもできる成年後見活動～」

講師 上田 晴男氏

特定非営利法人PASネット 理事長  
全国権利擁護支援ネットワーク ASNET-J 事務局長

#### 特定非営利法人PASネット

兵庫県西宮在。2001年より地域での権利擁護相談の実践を行ない、弁護士、司法書士や社会福祉士等が協働し、権利擁護相談活動の拡大や成年後見制度の利用支援及び第三者後見人等のコーディネート、法人後見の受任、虐待救済の取り組み、権利擁護に関わる、3職種間のネットワーク形成と様々な協働支援の実践に取り組んでいる。

#### 全国権利擁護支援ネットワーク

全国各地で権利擁護支援の実践を積み重ねてきた団体・個人が、権利擁護支援のネットワークを形成して、相互に学び合い、交流し協働することによって、それぞれの活動を充実・発展させ、全ての人に通じる支援として、権利擁護の手法を普遍化していくことを目指している。

ASNET-J ホームページ

<http://www.asnet-j.net>

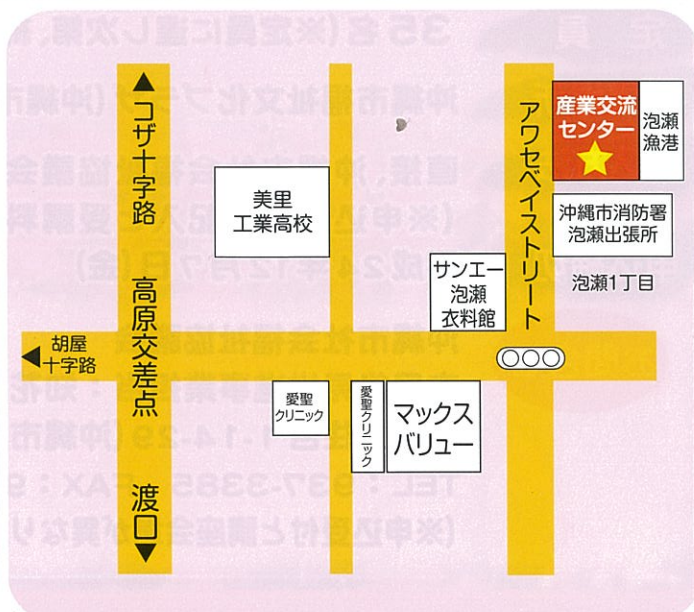
**日時** 平成24年11月1日(木)午後1:30～午後4:30(受付：午後1時より)

**会場** 沖縄市産業交流センター (〒904-2172 沖縄市泡瀬 1-11-25 TEL 929-1166)

**参加費** 無料

**定員** 100名  
(定員になり次第、申込受付を締め切らせていただきます。)

**申込受付  
お問合せ** 沖縄市社会福祉協議会  
市民後見推進事業担当：知花・富満  
沖縄市住吉 1-14-29  
(沖縄市社会福祉センター内)  
TEL：937-3385  
FAX：937-3422





社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会 市民後見推進事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会(以下「法人」という。)は市民後見人推進事業の推進にあたり、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に支援するための組織体制の構築を目的とする市民後見推進運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 前条の目的を達成するため、運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民後見人推進事業に関する事項
  - ①研修、講座のカリキュラム作成
  - ②広報、啓発(講演会等への指導、助言等)
  - ③市民後見人活動への指導、助言等
- (2) その他、法人及び運営委員会が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 運営委員会は8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から法人会長が委嘱する

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉士
- (3) 弁護士
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 税理士
- (6) 司法書士
- (7) その他、法人会長が適任であると認める者

(任期)

第2条 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任可能とする

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は法人において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は法人会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する